

ます。「又は」はいずれかの選択の意味で用いていますので、「構成され」、「裏打ちされ」、「被覆され」の3つのいずれか1つを満たすかどうかの判定です。ご質問の場合は該当となります。

Q 7 - 8 : 流路切換コックのようにコックと呼ばれるものがありますが、これも規制対象となるのでしょうか。

A 7 - 8 : コックもバルブの一種ですので、基本的にはコックの呼び径又は口径サイズと「交換可能な部分以外で内容物と接触するすべての部分」の材質による判定となります。ご参考までにJIS B 0100 「バルブ用語」でのバルブ、コックの意味は次のようになっております。

バルブ：内容物を通したり、止めたり、制御したりするため、通路を開閉することができる可動機構を持つ機器の総称。なお、用途・種類・形式などを表す修飾語が付くものには“弁”という用語を用いる。

(例：玉形弁)

コック：テーパ又は平行状の弁座をもつ本体の内部に、回転できる栓が収まっている内容物遮断の機器の総称。栓を90度又はそれ以下で回転させ、開閉を行う。

Q 7 - 9 : ふっ素の含有量が35%を超えるふっ素樹脂製のケーシングとネオプレンゴム製のダイヤフラムで構成されている弁があります。ダイヤフラムは規制される材質ではありませんが、ケーシング（規制バルブの部分品）としては該当と考えるべきでしょうか。

A 7 - 9 : 省令第2条第2項第七号では、「内容物と接触するすべての部分」が特定の材料で構成されている弁を規制対象としています。また解釈通達では「内容物と接触するすべての部分」とは「交換可能な部分（ガスケット、パッキン、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触するすべての部分をいう。」と定義されています。ダイヤフラムは消耗品であってここでいう交換可能な部品と見なされます。

従って、ご質問の弁はダイヤフラムを除く接液部が規制材質でできていることとなりますので、弁本体として規制対象となります。もちろんこの弁のケーシングの部分のみを輸出する場合にはケーシングとして規制対象となります。

3. 7 輸出令別表第1の3項(2)9 「ポンプ及びその部分品」 関連

Q 9 - 1 : 送風機 (BLOWER) はポンプと解釈されますか。

A 9 - 1 : 気体にエネルギーを伝達する気体機械は、その作動領域 (圧力) の違いにより、送風機・圧縮機と真空ポンプに大別されます。送風機を吸込み側負圧の状態でも使用できるように設計されている場合、送風機・圧縮機であっても、真空ポンプの機能も持っているので、真空ポンプとしても該非判定が必